

四半期報告書

(第12期第3四半期)

自 平成23年1月1日

至 平成23年3月31日

株式会社マクロミル

東京都港区港南二丁目16番1号

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	8
第4 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) ライツプランの内容	17
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(6) 大株主の状況	17
(7) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2 その他	34
第二部 提出会社の保証会社等の情報	35

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第12期 第3四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 7月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
売上高(千円)	5,639,209	9,236,975	2,099,016	2,953,019	7,353,423
経常利益(千円)	1,621,673	2,155,264	754,716	699,687	2,135,778
四半期(当期)純利益(千円)	1,025,538	1,066,208	437,472	375,667	1,266,484
純資産額(千円)	-	-	6,093,025	10,961,293	7,734,319
総資産額(千円)	-	-	7,580,466	13,241,893	9,313,382
1株当たり純資産額(円)	-	-	49,173.56	353.04	57,740.64
1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	8,299.93	35.09	3,540.57	12.30	10,182.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	8,260.26	34.77	3,521.90	12.13	10,126.47
自己資本比率(%)	-	-	80.2	81.4	82.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	981,704	1,372,932	-	-	1,774,743
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	586,605	1,627,920	-	-	621,360
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	395,474	1,019,846	-	-	924,121
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	2,831,182	5,256,360	4,909,063
従業員数(人)	-	-	297	528	309

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 平成23年1月1日付で、株式1株につき200株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成23年1月に株式会社エムキューブアンドアソシエイツの設立を行ったことにより、当社の子会社は1社増加いたしました。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エムキューブ アンドアソシエイツ(注)	東京都港区港南 二丁目16番1号	400,000	・消費者調査パネルの構築と運営管理 ・購買動向、生活行動データの収集及び販売	79.8	当社が販売するQPRサービスの購買データの提供 役員の兼任

(注) 特定子会社に該当しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	528(61)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	511(61)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業のサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービス名	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	前年同四半期比
	(千円)	(%)
自動調査	1,593,466	122.4
集計	175,067	132.8
分析	308,798	202.6
定性調査(グループインタビュー等)	268,904	231.8
カスタマイズリサーチ	302,051	184.5
グローバルリサーチ	122,363	166.4
モバイルリサーチ	23,955	94.4
その他	158,412	118.3
合計	2,953,019	140.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

平成23年4月18日のプレスリリースにてお知らせした通り、当社は連結子会社の株式会社エムワープ(注)を通じてスマートフォン向けアプリケーション「POPCORN」の提供を開始し、SNSの領域に新規参入しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(注) 株式会社エムワープは、当社の連結子会社である株式会社マクロミルワープの商号を平成23年1月27日付で変更した法人であります。

3【経営上の重要な契約等】

吸収合併契約

当社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、平成23年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社であるブランドデータバンク株式会社(以下「ブランドデータバンク社」)を吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

当社は、グループ内の経営資源の集中と組織の効率化を図り、グループ内外に向けた従来のマーケティング・データベース事業に加え、自動インターネットリサーチシステムを活用したネットリサーチ事業との連携を強化するため、100%子会社であるブランドデータバンク社を当社に吸収合併することいたしました。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、ブランドデータバンク社は解散します。本合併は、当社においては会社法第796条3項に規定する簡易合併であり、ブランドデータバンク社においては会社法第784条1項に規定する略式合併であるため、それぞれ合併契約承認株主総会は開催いたしません。

(3) 合併に係る割当ての内容

ブランドデータバンク社は、当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加およびその他財産の交付はありません。

(4) 合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

ブランドデータバンク社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないので、該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日～平成23年3月31日（以下「当第3四半期」という））における我が国経済は、欧米の景気減速や円高に起因する景気の不透明感が見られるものの、企業業績は緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災は広範囲において被害をもたらし、日本経済に多大な影響を及ぼしつつあります。

当社において、地震による物的・人的被害は生じませんでした。企業の広告宣伝活動の自粛や新商品発売の延期等の動きが強まったことから、当第3四半期中に納品が予定されていた案件の一部が延期または中止となる等の影響を受けました。平成22年8月にヤフーバリューインサイト株式会社（以下「YVI」という）との経営統合を行ったことに加え、企業のマーケティングリサーチに対する需要が高まっていたことから、大幅な増収を見込んでいたものの、震災の影響を受け当初計画を下回る結果となりました。

また、利益に関しても売上高の減少により、当初の計画より大幅に減少し、当第3四半期連結会計期間においては、前年同四半期比で増収減益の水準となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,953百万円（前年同四半期比40.7%増）、営業利益は671百万円（同10.1%減）、経常利益は699百万円（同7.3%減）、四半期純利益は375百万円（同14.1%減）となりました。

震災後の景況感については不透明感があるものの、引き続き国内ネットリサーチ事業の伸長に努めてゆきます。また、平成23年4月18日のプレスリリースにてお知らせした通り、当社は連結子会社の株式会社エムワープを通じてスマートフォン向けアプリケーション「POPCORN」の提供を開始し、SNSの領域に新規参入しています。国内ネットリサーチ事業を盤石にしつつ、「新たな事業ドメインの拡大」や「ネットリサーチの海外展開」に今後も注力します。

事業のサービス別の売上高及び財政状態については、以下のとおりであります。

自動調査サービス

自動調査サービスは、当社が独自開発した自動インターネットリサーチシステム（Automatic Internet Research system、以下「AIRs（エアーズ）」という）を利用する市場調査サービスであり、当社グループの主力サービスとなっております。YVIとの経営統合などにより当第3四半期においては増収を維持したものの、調査開始から納品までの期間が非常に短いことから、地震による案件の延期や中止の影響を最も大きく受けました。これにより当サービスの売上高合計は1,593百万円（前年同四半期比22.4%増）にとどまりました。

集計サービス

集計サービスは、調査データ回収後、専門スタッフがデータを集計し、調査目的に合致した集計表・グラフを作成するサービスです。一般事業会社との取引が増加するに従い、実査から集計・分析まで一貫して行うニーズが増えています。経営統合に伴う運用体制の強化が奏功したものの、地震による自動調査の受注減の影響を受け当サービスの売上高合計は175百万円（同32.8%増）にとどまりました。

分析サービス

分析サービスは、調査票設計及び調査データ回収後のレポート作成を行うサービスです。顧客のマーケティング課題と調査目的に沿った分析レポートを提供することを目的に、企画提案力・分析力の底上げを進めてまいりました。分析サービスへのニーズが高い一般事業会社との取引増加に伴って、受注が好調に推移したことに加え、従来はニーズが薄かった広告代理店等からの需要も高まってきています。また、経営統合により人員体制が大幅に強化された結果、幅広い業界からの受注が好調に推移し、当サービスの売上高合計は308百万円（同102.6%増）となりました。

定性調査サービス（グループインタビュー等）

定性調査サービスは、主に座談会形式もしくは1対1形式でインタビューすることにより対象者の深層心理を深掘りする「質」に重点を置いたサービスです。多様化する個人の趣味・嗜好等を把握するため、一般事業会社を中心に定性調査に対する需要が増加しております。顧客の要望に対応すべく、運用体制や社内設備の強化を図った結果、当サービスの売上高合計は268百万円（同131.8%増）となりました。

カスタマイズリサーチサービス

カスタマイズリサーチサービスは、AIRsで対応できる範囲を超えた個別性の高い調査案件につき、オーダーメイドで調査票作成及び調査データ回収を行うサービスです。AIRsの機能拡張によって自動調査で対応可能な調査範囲が広がり、当サービスの売上高減少要因となったものの、前期に停滞していた大型調査の依頼が回復したことから、当サービスの売上高合計は302百万円（同84.5%増）となりました。

グローバルリサーチサービス

グローバルリサーチサービスは、国内企業向けに提供する海外調査サービス、海外企業向けに提供する市場調査サービスです。当第3四半期においては、グローバル企業の海外調査ニーズが引き続き回復し、従来は受注の少なかった広告代理店等からの需要も高まってきました。社内でのグローバルリサーチの受注体制も整ったことから、当サービスの売上高合計は122百万円（同66.4%増）となりました。

モバイルリサーチサービス

モバイルリサーチサービスは、携帯電話を利用してデータを収集するサービスです。商品の購入直後の購買心理の把握など、携帯電話ならではの調査シーンで活用されており、一部の業界では堅調な伸びを示していますが、営業リソースを自動調査サービス等の販売に優先的に投下したため、当サービスの売上高合計は23百万円（同5.6%減）となりました。

その他サービス

その他サービスは、商品購買調査サービス「QPRTM」、AIRsと顧客会員管理システムの機能を掛け合わせて提供するサービス「AIRsMEMBERS」（SaaS型顧客管理ビジネス）、ブランドデータバンク株式会社（注）の提供する「ブランドデータバンク（bdb）」等により構成されています。「QPRTM」については、2010年7月よりモニタ数を10,000名に拡大したことに加え、運用体制の強化や積極的な営業展開を続けたことが奏功し、売上高が伸長しました。また、「AIRsMEMBERS」や「ブランドデータバンク」に対する需要も、一般事業会社を中心に底堅く推移したことから、その他サービスの売上高は158百万円（同18.3%増）となりました。

（注）ネットリサーチ事業とブランドデータバンク事業の連携を強化するため、平成23年4月1日を効力発生日として当社が吸収合併いたしました。

当第3四半期連結会計期間末の資産、負債、純資産につきましては、YVIのマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことにより大きく増加しております。資産につきましては、13,241百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,928百万円増加いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金の増加945百万円、現金及び預金の増加547百万円等があったためであります。

負債につきましては、2,280百万円となり、前連結会計年度末に比べ701百万円増加いたしました。これは主に、未払金の増加356百万円、モニタポイント引当金の増加286百万円があったためであります。

純資産につきましては、10,961百万円となり、3,226百万円増加いたしました。これは主に、資本剰余金の増加3,232百万円があったためであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ1,274百万円減少し、5,256百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、350百万円（前年同四半期比7.6%増）となりました。

これは主に、法人税等の支払額455百万円、モニタポイント引当金の増減額119百万円等の減少要因がありましたが、税金等調整前四半期純利益698百万円、売上債権の増減額401百万円等の増加要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、27百万円（前年同四半期は427百万円の使用）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出174百万円、有価証券の取得による支出200百万円等がありましたが、敷金及び保証金の回収による収入231百万円、有価証券の償還による収入200百万円等があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、281百万円（同61.1%増）となりました。

これは、配当金の支払額287百万円等があったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	83,712,000
計	83,712,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日 現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,315,600	32,315,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	32,315,600	32,315,600		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日から当四半期報告書提出日(平成23年5月13日)までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年7月1日臨時取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	540
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月29日 至 平成28年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 540 資本組入額 270
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき594円で有償発行しております。

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、(注)6.(5)の条件を満たした場合には、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 0.85$$

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

5.(1) 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。

(2) 行使期間中、その保有する新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならないこととされております。

6.(1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

禁錮以上の刑に処せられた場合

就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

(2) 相続した新株予約権を行使することはできません。

(3) 権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。

(4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。

- (5) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (6) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
7. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
8. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

平成21年7月1日臨時取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,319
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	463,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	540
新株予約権の行使期間	自平成23年7月16日 至平成28年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 540 資本組入額 270
新株予約権の行使の条件	(注)4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

禁錮以上の刑に処せられた場合

就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

(2) 相続した新株予約権を行使することはできません。

(3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。

(4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとします。

(5) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。

7. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (4) 新株予約権の割当日から1ヵ月後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 当社が、組織再編行為を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

平成22年9月3日臨時取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	666
新株予約権の行使期間	自平成22年9月22日 至平成29年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 666 資本組入額 333
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき634円で有償発行しております。

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数が調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができます。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができます。

上記のほか、下記(注)6.(5)の条件を満たした場合には、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 0.85$$

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

5. (1) 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。
(2) 行使期間中、その保有する新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならないこととされております。

6. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。
- 禁錮以上の刑に処せられた場合
就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
- (2) 相続した新株予約権を行使することはできません。
- (3) 権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
- (5) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (6) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
7. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
8. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日(注)	32,154,022	32,315,600	-	1,597,858	-	4,838,783

(注) 株式分割(1:200)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、あすかアセットマネジメント株式会社から平成23年3月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年3月16日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	所有者の住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有割合 (%)
あすかアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号	1,623,200	5.02

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	
議決権制限株式（その他）	-	-	
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 8,223	-	
完全議決権株式（その他）	普通株式 153,355	153,355	
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	161,578	-	
総株主の議決権	-	153,355	

(注) 1. 完全議決権株式（その他）には、証券保管振替機構名義の失念株式が1株含まれております。

2. 平成23年1月1日付で、株式1株につき200株の株式分割を行っております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マクロミル	東京都港区港南 二丁目16番1号	8,223	-	8,223	5.08
計		8,223	-	8,223	5.08

(注) 平成23年1月1日付で、株式1株につき200株の株式分割を行っております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	141,800	147,000	138,700	133,800	159,100	199,500 960	1,095	1,248	1,200
最低(円)	128,100	125,000	129,500	115,000	119,000	156,000 854	910	1,035	768

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 印は株式分割による権利落後の株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,756,360	5,209,063
受取手形及び売掛金	2,396,679	1,451,541
有価証券	450,922	220,000
仕掛品	9,623	3,270
制作品	4,873	6,264
貯蔵品	3,035	1,490
繰延税金資産	450,001	287,873
その他	137,082	116,716
貸倒引当金	961	1,028
流動資産合計	9,207,617	7,295,192
固定資産		
有形固定資産	539,056	175,744
無形固定資産		
ソフトウェア	298,057	314,809
のれん	493,913	98,721
その他	361,869	8,565
無形固定資産合計	1,153,839	422,096
投資その他の資産		
投資有価証券	1,256,265	960,217
その他	1,086,553	461,003
貸倒引当金	1,438	871
投資その他の資産合計	2,341,380	1,420,349
固定資産合計	4,034,276	2,018,190
資産合計	13,241,893	9,313,382
負債の部		
流動負債		
未払金	659,334	303,232
未払法人税等	312,406	515,105
モニタポイント引当金	872,448	586,220
賞与引当金	24,943	-
その他	317,947	174,505
流動負債合計	2,187,080	1,579,063
固定負債		
資産除去債務	91,525	-
その他	1,993	-
固定負債合計	93,518	-
負債合計	2,280,599	1,579,063

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,597,858	1,597,858
資本剰余金	4,864,086	1,631,399
利益剰余金	5,478,472	4,959,382
自己株式	1,119,773	447,796
株主資本合計	10,820,643	7,740,843
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45,730	29,004
評価・換算差額等合計	45,730	29,004
新株予約権	36,121	22,479
少数株主持分	150,259	-
純資産合計	10,961,293	7,734,319
負債純資産合計	13,241,893	9,313,382

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	5,639,209	9,236,975
売上原価	2,541,457	4,656,047
売上総利益	3,097,751	4,580,928
販売費及び一般管理費	¹ 1,473,589	¹ 2,484,431
営業利益	1,624,161	2,096,496
営業外収益		
受取利息	38,919	42,938
受取配当金	1,185	1,185
為替差益	-	248
その他	3,111	28,224
営業外収益合計	43,215	72,595
営業外費用		
売上債権譲渡損	1,886	3,061
持分法による投資損失	21,475	-
株式交付費	-	640
創立費	-	2,913
自己株式取得費用	-	6,022
為替差損	20,374	-
その他	1,967	1,189
営業外費用合計	45,703	13,828
経常利益	1,621,673	2,155,264
特別利益		
関係会社株式売却益	2,083	-
新株予約権戻入益	36,377	-
特別利益合計	38,461	-
特別損失		
固定資産除却損	6,061	147,970
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	24,323
統合関連費用	-	² 84,487
特別損失合計	6,061	256,780
税金等調整前四半期純利益	1,654,073	1,898,483
法人税、住民税及び事業税	678,566	742,389
法人税等調整額	37,880	100,625
法人税等合計	640,686	843,015
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,055,467
少数株主損失()	12,151	10,740
四半期純利益	1,025,538	1,066,208

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	2,099,016	2,953,019
売上原価	889,447	1,512,654
売上総利益	1,209,568	1,440,364
販売費及び一般管理費	¹ 463,359	¹ 769,179
営業利益	746,209	671,184
営業外収益		
受取利息	12,866	16,058
その他	122	19,132
営業外収益合計	12,989	35,191
営業外費用		
売上債権譲渡損	550	1,175
創立費	-	2,913
為替差損	-	96
持分法による投資損失	3,928	-
自己株式取得費用	-	2,034
その他	2	469
営業外費用合計	4,482	6,688
経常利益	754,716	699,687
特別損失		
固定資産除却損	342	1,601
特別損失合計	342	1,601
税金等調整前四半期純利益	754,374	698,085
法人税、住民税及び事業税	333,970	183,932
法人税等調整額	17,068	149,226
法人税等合計	316,902	333,159
少数株主損益調整前四半期純利益	-	364,926
少数株主損失()	-	10,740
四半期純利益	437,472	375,667

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,654,073	1,898,483
減価償却費	177,168	305,456
のれん償却額	38,853	31,649
貸倒引当金の増減額(は減少)	293	500
モニタポイント引当金の増減額(は減少)	80,418	4,670
賞与引当金の増減額(は減少)	-	980
受取利息及び受取配当金	40,104	44,123
為替差損益(は益)	10,449	-
持分法による投資損益(は益)	21,475	-
固定資産除却損	6,061	147,970
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	24,323
統合関連費用	-	84,487
関係会社株式売却損益(は益)	2,083	-
新株予約権戻入益	36,377	-
売上債権の増減額(は増加)	422,188	123,770
たな卸資産の増減額(は増加)	6,344	47,203
未払金の増減額(は減少)	73,790	2,436
未払消費税等の増減額(は減少)	12,966	81,741
その他	88,223	92,363
小計	1,656,087	2,369,646
利息及び配当金の受取額	34,041	38,010
統合関連費用の支払額	-	84,487
法人税等の支払額	708,424	950,236
営業活動によるキャッシュ・フロー	981,704	1,372,932
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	300,000	500,000
定期預金の払戻による収入	-	300,000
有価証券の取得による支出	-	350,940
有価証券の償還による収入	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	34,609	437,618
ソフトウェアの取得による支出	82,459	65,173
投資有価証券の取得による支出	89,000	399,402
投資有価証券の売却及び償還による収入	300,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	117,026	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	100,271	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	120,348
敷金及び保証金の回収による収入	918	269,602
貸付けによる支出	164,155	-
その他の投資の取得による支出	-	500,000
その他	-	24,039
投資活動によるキャッシュ・フロー	586,605	1,627,920

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	-	1,841
自己株式の取得による支出	-	755,152
自己株式の売却による収入	-	102,423
配当金の支払額	395,474	526,275
少数株主からの払込みによる収入	-	161,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	395,474	1,019,846
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,482	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,858	1,274,833
現金及び現金同等物の期首残高	2,842,041	4,909,063
吸収分割に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1,622,131
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,831,182	5,256,360

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、株式会社マクロミルアセットマネジメントを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 また、当第3四半期連結会計期間より、株式会社エムキューブアンドアソシエイツを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 4社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ822千円増加しておりますが、税金等調整前四半期純利益は23,500千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は44,162千円であります。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(追加情報) 第1四半期連結会計期間より、賞与制度を導入したことに伴い、上記会計処理を採用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成22年7月1日
至 平成23年3月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間

(自 平成23年1月1日
至 平成23年3月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、359,781千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、360,637千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員賞与給与 697,349千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員賞与給与 1,150,165千円 賞与引当金繰入額 13,023千円 2 ヤフーパブリックインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことに伴う、経営統合に伴う組織・人事関連費用等です。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員賞与給与 228,498千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員賞与給与 371,633千円 賞与引当金繰入額 13,023千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) 現金及び預金勘定 3,131,182千円 預入期間が3ヶ月を超える 300,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 2,831,182千円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) 現金及び預金勘定 5,756,360千円 預入期間が3ヶ月を超える 500,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 5,256,360千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 32,315,600株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,795,200株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成21年7月1日臨時取締役会決議募集新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 260,000株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 772千円

(2) スtock・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 34,746千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

(3) 平成22年9月3日臨時取締役会決議募集新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 190,000株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 602千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月29日 定時株主総会	普通株式	240,408	1,800	平成22年6月30日	平成22年9月30日	利益剰余金
平成23年2月14日 取締役会(注)	普通株式	306,710	2,000	平成22年12月31日	平成23年3月22日	利益剰余金

(注) 1. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当1,500円と記念配当500円であります。

2. 1株当たり配当額について、基準日が平成22年12月31日であるため、平成23年1月1日付の株式分割(1:200)は加味していません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

平成22年8月1日付で、ヤフーバリューインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したため、資本準備金が3,207,384千円増加しております。

その他第1四半期連結会計期間においては、当該吸収分割に伴う自己株式の買取請求により平成22年8月20日付で自己株式を234,462千円取得し、その後、平成22年9月2日付で自己株式を70,914千円処分しております。

さらに、平成22年11月12日開催の取締役会における決議に基づき、第2四半期連結会計期間において354,582千円、第3四半期連結会計期間において160,084千円自己株式を取得しております。

加えて、第3四半期連結会計期間において、新株予約権の行使に伴い自己株式を6,237千円処分いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本準備金が4,838,783千円、自己株式が1,119,773千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

ネットリサーチ事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメント売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

及び当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

報告セグメントの概要

当社及び連結子会社は、「AIRs」を利用することによるネットリサーチを主たる事業内容としており、各サービスの経済的特徴や販売する市場等も概ね類似しているため、当社の報告セグメントはネットリサーチ事業単一であります。よって、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 受取手形及び売掛金	2,396,679		
貸倒引当金(1)	961		
	2,395,718	2,395,718	-
資産計	2,395,718	2,395,718	-
(2) 未払金	659,334	659,334	-
負債計	659,334	659,334	-

(1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 受取手形及び売掛金(貸倒引当金控除後)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 2,856千円
販売費及び一般管理費 1,929千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 353円04銭	1株当たり純資産額 57,740円64銭

(注) 当社は、平成23年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前連結会計年度末の1株当たり純資産額は288円70銭であります。

2. 1株当たり四半期純利益等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益 8,299円93銭	1株当たり四半期純利益 35円09銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 8,260円26銭	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 34円77銭

(注) 1. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	1,025,538	1,066,208
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,025,538	1,066,208
普通株式の期中平均株式数(株)	123,560	30,382,200
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	593	283,400
(うち新株予約権(株))	(593)	(283,400)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成16年9月29日定時株主総会決議ストック・オプション(438個)は、平成21年7月31日付で無償取得の上、消却いたしました。 平成18年9月27日定時株主総会決議ストック・オプション(368個)は、平成21年10月30日付で無償取得の上、消却いたしました。	

2. 当社は、平成23年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は41円49銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は41円30銭であります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	3,540円57銭	1株当たり四半期純利益	12円30銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり四半期純利益	3,521円90銭	1株当たり四半期純利益	12円13銭

(注) 1. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	437,472	375,667
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	437,472	375,667
普通株式の期中平均株式数(株)	123,560	30,539,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	655	428,400
(うち新株予約権(株))	(655)	(428,400)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2. 当社は、平成23年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は17円70銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は17円60銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年2月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・306,710千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・2,000円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成23年3月22日

(注) 1. 平成22年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

2. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当1,500円と記念配当500円であります。

3. 1株当たり配当額について、基準日が平成22年12月31日であるため、平成23年1月1日付の株式分割(1:200)は加味しておりません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月10日

株式会社 マクロミル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村上 眞治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯塚 智	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月19日開催の取締役会において、ヤフー株式会社を割当先とする第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社はヤフー株式会社の連結子会社であるヤフーパリュウインサイト株式会社と経営統合することへ向けた本格協議開始について、平成22年4月19日付でヤフー株式会社と基本合意に至った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

株式会社 マクロミル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村上 眞治	(印)
--------------------	-------------	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯塚 智	(印)
--------------------	------------	-----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より企業結合に関する会計基準等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長杉本哲哉及び上席執行役員CFO木原康博は、当社の第12期第3四半期（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。